

警報発表時の措置

暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報などの警報が発表された時、小学校としましては、下記のように致します。ラジオ、テレビ、防災無線、インターネットなどの気象情報を把握して、児童の安全確保にご協力ください。

瑞浪市に警報が発表された場合

- 1 午前6時までに解除された場合は、通常通り登校する。
- 2 瑞浪市に登校前に発表されている場合、学校から連絡があるまで自宅待機する。
 - ・瑞浪市に警報が出ている場合は、防災無線が流れる。
午前6時00分現在警報発表中の場合・・・「こちらは「広報瑞浪」です。ただ今、瑞浪市に〇〇警報が発表されています。」 午前6時00分に通報
午前6時00分以後に警報発表の場合・・・「こちらは「広報瑞浪」です。ただ今、瑞浪市に〇〇警報が発表されました。」 発表時点で通報

【平日】

(1) 午前6時までに解除された場合

- ・通常通り登校する。（解除されても登校するのに危険が想定される場合のみメールを配信します。）
- ・給食は実施する。

(2) 午前6時以降に解除された場合

- ・臨時休校とする。（登校しなくてもよい。）

- ・警報が解除されてから登校する場合、通学路の安全を確かめ、危険のないよう注意して登校する。
- ・橋の流失、崖崩れ、倒木などで危険が予想される場合、その他登校が困難な場合（バス運休等）は登校しなくてもよい。この場合は登校できない旨を学校へ連絡する。（家庭学習を以て出席扱いとする。）

※気象条件等の変化により通学路の安全が確保されにくい場合は、緊急避難的な措置として、各支部(支部長・保護者)の判断で通学路を変更してください。

3 学校にいる時に警報が発表された場合

- ・すみやかに保護者へメール配信を行い、家からの迎えを依頼する。
なお、保護者（家族）に直接引き渡すまで児童を学校で安全に待機させる。
※メール登録を行っていない保護者へは、担任より直接連絡を入れる。
- ・各支部長(第1～2連絡先)を通じて、家からの迎えを依頼する場合もある。

<平成30年4月改正>